

やうした皆様がたが心配なされるよう
な、いわゆる何と申しますか無茶な所
にそういう住宅を設けさせないよりな

ことは、これは私であるのじやないか
と感うのやうがりますが……。

（注）三鹿表 金庫の個人を監督するときはなか／＼よう検査をして厳重に

うな団体といふようなことになると、いささか公庫の力が鈍りやせんかと思つてそれを心配してゐるのです。

○政府委員(南好雄君) なおお答えを申
いといならそれでいいのです。

上げます。そういういろいろの御心配があると思います。住宅審議会を今度

部会でも設けまして、この法律に基いて施行の実際を監督させて行くつもりでございます。そういう点におきまし

ても一年、二年、実績を見て参りまして、御心配のような点が出れば又法律

改正ということも考えられるのでありますまして、こういうこの種法律を設けましたことは、ただ単に何でもいいから

住宅さえ与えればいいんだ、それらが
どれだけ衛生上悪くてもかまわないん
だというほど政府は考えていないの

はなく、やはりよりよき住居を与えるやうな法律をつくるべきである。

のないよう、実際行政運用で一つ嚴重監督して頂いて結構でありますから、

江田三郎君 まあ結構な御答弁です

小笠原三三男君 五条まで行つたよ
うですから、恰好つけるために私は六
本をお尋ねしたいのですが、公益上必

あるといふ場合に該当するその公益
といふ実体は何を指しておるのか。
政府委員(師岡健四郎君) これは地

○小笠原二三男君 一企業の労働者の住宅が会社の考え方如何にかかわらず公益上必要なら、当該市町村なり或いは都道府県が資金を援助してやる、こういうことなんですか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは一企業の社宅であることもあります。が、勿論その住宅は労働者の入る住宅でありまして、住宅政策全般から見ましても、そういう住宅の建設が、供給が行われることが望ましいという公益的な必要があります場合に、そうして又そういう必要があるにもかかわらず資金的な援助を与えるなければそういう建築計画が実行できない、こういう場合に援助を与える予定であります。

○小笠原二三男君 そうすると、この資金上の援助ということは融資だけでなくて、戻れ放しの補助、こういうことでも、当該地方公共団体の理事者が原案をきめ議会に諮る、議会の多数党さえ押さえればそういう金を出すことができるんだ、こういうことでございますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 資金上の援助につきましては、大体資金の斡旋というふうに考えております。

○小笠原二三男君 それは立法の趣旨として、解釈してあなたのほうでただそう考へるだけであろうが、この面から見てこれでやつて行けるんだぞということで、若しも公共団体の理事者が議会に提案し、議会の多数がこれはやもたということで補助金を出すこと

いますが、資金援助並びに技術上の援助を与えます場合に地方公共団体が行いますものでありますから、やはり公的に相当そういう必要があるといふことを規定しております。

○小笠原二三男君 一企業の労働者の住宅が会社の考え方如何にかかわらず公益上必要なら、当該市町村なり或いは都道府県が資金を援助してやる、こういうことなんですか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは一企業の社宅であることもあります。が、勿論その住宅は労働者の入る住宅でありまして、住宅政策全般から見ましても、そういう住宅の建設が、供給が行われることが望ましいという公益的な必要があります場合に、そうして又そういう必要があるにもかかわらず資金的な援助を与えるなければそういう建築計画が実行できない、こういう場合に援助を与える予定であります。

○小笠原二三男君 それならば、私の聞きたいのはほんのほんのほん／＼入つて来たわけなんで、地方公共団体が公益上必要があると自分で勝手に認めた。そうして認めていたながら末尾にあるように援助を与えることができるといふ、こういう表現はおかしいじやないか。その公共団体が公益上必要があると認めたならば、資金上、技術上の援助を与えないければならないというのがこの法のもとになるのではないのか。認めないと認めたといふことだつたら、この規定はおかしいじやないか。公益上必要だと認めたといふことだつたら、これは資金上、技術上の援助を与えない

があつたら、それは違法行為ですか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公共団体におきまして、資金上の貸付とかあるいは資金の斡旋をすることができますが、こういう私設の団体に対しましては法律上できませんから、そういうことは起らないと考えます。

○小笠原二三男君 これは都道府県等で会社設立その他で株式やなんかを持つ援助をすることはできるのですから、株式の形式でやつて、その金が廻り、株式の形でやつて、その金が廻り、つて住宅建設資金になるということもあり得ることなんだらうと思う。できないというのは私はおかしいと思うのですが、できないというのなら私はな

○政府委員(師岡健四郎君) 法律的な根柢につきましては、ちよつと調査しましたてお答えいたしますが、少くともこの法律におきましては、そういう考えは持つております。

認めたときというだけでいいわ
す。公益上ということと、そろそろ
は公衆の福祉のために必要だと
たということになつたら、できるだ
きないものもあるものじゃない。法律
から言えればやらなければならな
るのが当然でしょう。

○政府委員(南好雄君) そういう
旨の考え方も出て参ることと思
が、現在の状態で考えますと、資
融通を斡旋するという場合におき
ても、公共団体といたしましては
それが強制規定になつて参りますと
わゆる地方債の枠といふものもあ
るのであつて、その枠の増額とい
うな問題も引き続き起つて参ります。
そこでそういう余裕のあるものにつ
はできるというふうに、小笠原さ
たりから見ると、なまぬい考え方
さるかも知れませんけれども、でき
というような規定で、こういう面に
して地方公共団体の援助を期待して
るというのがこの六条の立法趣旨な
どあります。

○小笠原二三男君 それならば、わ
ざと公益上なんということでこの必
要条件を限定する必要はない。この趣
定公団体独自の見解に基いて必要が
るというときにほどしくやるとい
ような意味合いのほうが筋が正し
公益上なんというこんな大それたと
申しませんが、立派なことを言う必
はないのじやないか、どうですか。
○田中一君 今の問題で、例えば東
京都が住宅金融公庫の融資に対して一
頭金を貸しておりますが、そんなの
一体これに該当するかどうか、住宅
長に聞きたのですが……。

○政府委員(師岡健四郎君) 第六条
趣旨を補足して申しますが……。

○田中一君 私は質問しているので、私の質問に対しても答えて下さい。聞いていなかつたらもう一ぺん言います。

第六条の規定は、住宅金融公庫の貸付に対して現在東京都が一割の頭金を負担するといふことを実行しております、条例で……、こういうものは該当するかどうかを伺っているんです。

○政府委員(師岡健四郎君) 該当いたします。

○田中一君 そうすると、小笠原君の質問に対して、若し該当するならばそういう答弁がどうしてできなかつたのか、伺いたいのです。

○政府委員(師岡健四郎君) 資金上の援助の解釈につきましては、そういう範囲並びに資金の貸付、或いは言い難いが、資金を貸付けている、斡旋ではございません。これはどういうことになるか、明快に本当のこと御答弁願いたいと思います。

○政府委員(師岡健四郎君) 或いは申し落したかも知れませんが、資金上の援助は資金の貸付或いは斡旋を含みます。

○三浦辰雄君 関連して。そうするとお伺いしたいのですが、第七条によつていわゆる貸付を行うという相手方のうち、公益上必要がないと認める場合があるのでですか。これとの関連はどうですか。

○政府委員(南好雄君) 今までの説明から申上げますと、援助を与えることができるということ、その上で公益上でしほつてあるのでござりますから、当然第七条では三浦先生の御質問

のようだ公益上必要のないそうちも、もあり得るという解釈にならざるを得んと思ひます。

なお補足いたしますが、こういう種類のものについて公共団体は本来ならば別段積極的に助成するとかなんとかねえといふことは普通はないものと我々は考えております。その場合において公益上必要がある場合においては資金上難渋の資の斡旋も或いは資金の貸付も或いは技術上の援助もすることができるとうふうに持つて行つたわけなんであります。

○小笠原二三男君 私は公益上必要だと認定するのは誰だ、ということを考うると、これは如何よろにでもなる、考えて見ると、それで援助をしたいとしても公益上必要なことになつて来るわけですね。そこへ理窟を付けて来るところになる。これはいろ／＼悪用されるようなことを予想いたしませんか。

○政府委員(南好雄君) 公益上必要の有無の認定は第六条では地方公共団体だと思います。従つて公益上といふうなことは漠然としているから、或るものには斡旋をし、或るものには斡旋をせんという結果が出て来るのではないかという御質問だと思います。併し、公益上と申しますことは漠然とはしておりますが、或る程度はつきりしない内容を持つておりますので、そういううとに余りなつては参らないのではないのか、私はどうひうづくに考えております。されど、そして地方議会の多数派を押えているものがこれをやろうと考

されば、何でも公益上という理由をもつて、資金の貸付を行ふことを条例化を以てきめてやることができる。そこで具体的にそれには貸すといふようことをやつて来ると思うのです。そういう場合に公益上といふものの認定は、いふべきこれはその例に当るかどうかわりませんが、足尾銅山なら足尾銅山のような所、非常に非衛生的な環境のものにある、そうして旧社宅等で到底あつたう所に労働者がいることは健康管理上望ましくない、当該県が必要を認めた、こうしたことどもこれは公益上とすることでございましょう。併しそういう何人も納得するような問題ばかりではなくて、公益上という理由を拡大解釈するならば、そこに勤務する労働者が会社自体に労働者住宅がないからだらそとの労働者は住宅がなくて困っているのだから、公益上必要だととなれば、会社の住宅を持たないところは公益上必要ですよ、これは労働者として……。先ほど住宅局長に聞いたところ、いう答弁だつたんですから、公益上といふ内容は……。その会社の実態に即して住宅のないところは公益上必要ですわ、理窟をつけよとは、これは当然必要ですか、理窟をつけよとは、だからどこでもこれは坪方公用団地によつて或いは悪用される途を開くば。だからどこでもこれは坪方公用団地によつて或いは悪用される途を開いておくといふうに、悪く解釈すれば、この法律ができる以前であります。そのことを助成するために、それを促進するためには第六条というふうな規定も設けてあるのであります。実際に

問題といいたしまして、地方公共団体等の例の中のなかのための理由があなたの者と使用者の解雇にいたる場合に、数の横暴で公益といふことをこしらえて持つて行くといふよなことは、私などの解釈ではなかなできかねるものじやないか。それだん／＼たくさんにそういう斡旋な融通をして呉れるならばこの法律の趣旨から見ましても、住宅が成るべくちやすくなるのでありますから、望しいことでないか。ただそこに偏頗な行為が行われては、法律の趣旨を害るようになる虞れがある、こういうふうに私なんかも考えますけれども一頗な行為はなか／＼今日のような状況においては、御懸念のよくなことは起きて参らんのではないか。或る特定の会社だけ斡旋したり、融通したり、補助したり、貸付をしたりするようなことはないのじやないか、又できないのじやないか、こういふうにならないなどは考えます。

必ずしもない、ということは私は考へられないのです。而も工場を特定の地に誘致したいというような場合に、の公共団体が条件として住宅建設の金は貸付ける、そしてそれは防衛産工場だから公益上必要があるのだが、いうことで、而もその会社と、いう者が県会議員の領袖であつたなどといふことは将来において断言はできないことは将来において断言はできないことは、いわゆる、有効なじやないかと思うのですね。で、なにいふことはいいことですから、そういうことになれば、そういうことはいふことは将来において断言はできないことは、いわゆる、有効なうに私はお願いしておきたいのです。もう六条は終ります。

○田中一君 六条一八条の貸付の範とそれから貸付を受けるべき者の規定、これに対しまして先ほど江田委員から質問がありましたとき、住宅議会を活用するといふ御説明がありましたが、成るほど住宅審議会したけれども、成るほど住宅審議会いうものは建設省設置法と、あと出来るものは公営住宅法に出て来るのです。どういう関連を持たせて審議会ここに登場させるかといふ点について御説明願いたいのです。

○政府委員(南好雄君) 住宅審議会部会を設けまして、この法律のいわゆる／＼の点で審議をして頂いて、うしてその意見を成るべく取入れてくことになつて参るのであります。が具体的の場合を考えて参りますと、一般的基準といふものを取上げて審議の部会で頂いて、いわゆるその部会で頂いて、いわゆるそれを基準に従つて公庫が業務を執行するところになるだらうと思ひます。

○田中一君 私が伺つてるのは、そういうことを伺つてのじやないのです

住宅審議会といふものは建設省設置法にきめられているものなんですね。この活用は建設省自体の、建設大臣の住宅対策に対する諮問機関としてあるべきものでございましょ。それに対して公営住宅法ではつきり明文化し登場させておるので、関連性を持たしているのです。今のお言葉ですと、関連性を持たずと言つておりますが、何ら関連性がないのですね。この法律案と設置法によるところの住宅審議会といふものは何ら関連性がございません。それをどうするかの問題で伺つてゐるのです。大臣が同じようになつての諮問機關に、この法律によるところの行政を住宅審議会に諮問するといふ根拠がないじゃないかということなんですね。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。お言葉の通りであります。この法律には明文がございません。運用でそうじうぶつにいたして参ります。殊に衆議院におきましては附帯決議もござりますので、必ず部会を設けて、そうちして運用で御趣旨のようにやつて参りたい、こういうことをお答え申しているのであります。

○田中一君 ではなぜ公営住宅法にだけ明文化したのでござりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公営住宅法におきましては、公営住宅法に三年計画に関する規定がござります。この事項については諮問しなければならないといふことを語つておる次第でござります。

と、これをどう公正にするかの質問だつたと思うのです。従つて運営に任せたるだけでは私は承服できません点があるのです。若しも運営に任せてやるならば、やはり建設省設置法によるところの住宅審議会とこれとの関連性を法に盛り込むことによつて初めて生きて来るわけなんです。殊に衆議院の何といいますか、附帯決議にもそのようなことを、運営でやるということを答弁しておるようですけれども、これは甚だ怪しいものでござります。若しもそこのまでの決意があるならば、これに立派な立法上の関連性を持たせて、それでその審議会の範囲もただ建設大臣の諮問機関であるという建設省設置法もこの法律によつて改正して、そうしてただ資本家だけに、資本家といいますか、事業主だけに、事業者だけに優先させないで、労働組合も數十億の基金を持つてゐる組合もござります、そういうものに優先するよくな形に住宅審議会を運営するのが正しい方法ぢやないかと、こう考えるのですが、次官どうお考えですか。

前段に織り込まなければいいのです。そういう御答弁は何ら要求しません。徒つそれを本当にやる気ならば、ここに二章の第七条の前に、住宅審議会はこれこれ／＼の権限を持たせてこう、う構成で審議をする。或いは諮問するということを規定すればいいのです。それを織り込まん点が今江田君の心配の要点です。従つてその言明の要は、らざいませんから、ここに一行織り込めば、何ら弁解する要もございません。殊に設置法によるところの住宅審議会はたしか大臣の諮問機関だつたら、思ひます。この法律を公正に施行するにはその言明よりも先に条文として一 行入れれば立派に役目は果すわけなくなります。従つて入れる意思是ないと、ることはそれをしないということになるのです。この法律案というものは衆議院を通つて参りましたと言いまして、院を通り立派に役目は果すわけなくなります。従つて修正するのに何ら掣肘を受けるません。従つて政務次官の御意見も、参議院で修正するのに何ら掣肘を受けておりません。従つて政務次官の御意見も、希くば必ずそういうふうに住宅審議会を処置して参りまするから、その御賛成を頂いたものと考へております。参議院におきましては、衆議院におきましては、はつきり私が繰返し申上げておりますが、衆議院におきましても本法案は附帯決議案が付いておりましたのが、四党ことごとく殆んど満場一致で御賛成を頂いたものであります。そういう意味合いにおきましては、衆議院におきましては、希くば必ずそういうふうに住宅審議会を処置して参りまするから、その点は一つ私のほうで申上げますことを

御信頼下さることを衆議院同様におぼしい申上げるわけであります。
○田中一君 建設省設置法で住宅審議会が何をするかという範囲をちよつと説明願いたいと思います。専門員からお願いいたします。

○専門員(武井篤君) 住宅対策審議会令ですね。所掌事務は第一条「住宅審議会(以下「審議会」という。)は、建設大臣の諮問に応じ、住宅に関する重要事項を調査審議する。」第二項「審議会は、前項の重要な事項に関するところの住宅審議会の権限を、それから調査審議範囲を、ここで明確に産業労働者住宅資金融通法と関連性を持たせることと構いません、この設置法によるところの住宅審議会の権限を、

○田中一君 私の希望するのは……質問いたします。この後段に、附則でも構いません、この設置法によるところの住宅審議会の権限を、

今のような条文だけでは、これは今言ふ第七条、八条の一一番重要な点に何ら触れてないのです。一番この重要な点に触れる何らの関連性を持つてないのです。ただ建設大臣並びに住宅局長が行政を遂行する上の单なる諮詢機関に過ぎないのであります。これであつてはならない。若しも提案者である政府がその熱意があれば何でもない。簡単にこの関連性を持たせ得るのであります。そういうことに対するのが正しいものじやないかと思うのですが、あなたは繰返し繰返し衆議院においてはこれまで納得したのだから、附帯決議が付いておるのだから了承したと言ひますけれども、そういうことは要りません。それだけ纏込んでくれれば何も文句はないわけです。衆議院においてはそ

頤 議 云 ト 国 内 一 〇

いう決議を出して、政府では了承したのでしょから、それを生かす意味において参議院ではそのように修正をしたいと思いますが、することがお好みと存しますが、その点もう一点確認いたしたいと思います。御質問いたしました。

○政府委員(南好雄君) 参議院のほうで御修正なさると申しますことにつきましては、これは私たちとやかく申す筋合いのものではないと思います。併し御承知の通り住宅審議会につきましてのいわゆる事項につきましても、重要な事項というような抽象的な文句を使つております。あいだところへこの所管事項を入れて参りましても、それから入れなくとも、今御質問のようことはこの法律運用における非常な重要なことでありますから、私は住宅審議会にかけることは毫末差支えないと思ひます。

それから、のみならずこれは繰返して申上げますが、諮問機関でござります。それでお疑いになりますならば、諮問機関であるから聞いても聞かなくてもいいじゃないかといふ議論にもつなつて参ります。併しいやしくも住宅審議会があつて、そこに堂々と部会ができるて、そうしてそれがいろいろ御質疑の点のよろなことが決議され、大臣に答申すれば、それを無視するというようなことは、国会も常に聞かれておることであり、なか／＼私はそういうことはできかねるのじやないか。従つて住宅審議会で御趣旨のようなことにやつて参りますれば、法律に書く書かんにかかるらず、相当行政の実際についての私は御心配の点のないようなふうになつて参るもので、こうい

うことはなか／＼困難であると思いま
す。と申しますのは、回収の問題がござ
いますので、それはやはり最終的に
どこに貸すかということは、回収その
他の責任を負うところで決定しなけれ
ばならんと思つておりますので、この
意見を十分聞くと、労働基準局の意見
を聞くと申しますのは、いわゆる労働
者の住宅の必要性、その他について十
分意見を聞くというふうに考えるわけ
でござります。

○小笠原二三男君 ほかに質問がなけ
れば、時刻も時刻ですので……。

○三浦辰雄君 今の審議会に労働者
代表を二人入れて部会を作ること
と一緒に聞えたのですが、そうです
か。

○政府委員(南好雄君) その通りで
す。

○三浦辰雄君 そうすると、その審議
会の二人選ぶ労働者は何に当るのです
か、学識経験の者ということですか。

○政府委員(南好雄君) その通りでござ
います。

○三浦辰雄君 現在学識経験から選れ
た人は何人あるのですか。

○政府委員(南好雄君) 行政官庁側の
事務次官以外の人たちは、皆学識経験
者になつております。

○三浦辰雄君 そうとすれば、その人
の任期というものは二年間ですか。

○政府委員(南好雄君) 二年間であり
ますが、現在二名ぐらいい欠員があるわ
けでございます。

○三浦辰雄君 片方は二名とおつしや
つし、片方は二名ぐらいというのです
が、その辺のところをはつきりして頂
きたい。

ます。今勘定しましたところが、十二名欠員があるそうでございます。
○石井桂君 ちよつと七条のうちで、第二項に土地の取得に必要な資金を負担付けると書いてございます。今住宅問題で一番困っているのは土地の高騰のことで、んでございまして、最近二倍三倍になつてゐるのですが、貸付ける標準の単価と言いますか、どのくらいに大体見当をつけたおののですか。今それが非常なネックでありますから、心配ですからちらちよつとお聞かせ願いたいと思います。平均で……。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今のところ住宅金融公庫で土地の標準價格をきめております。これはお話を通り現在非常に市街地、殊に重要都市におきまして値上がりを見ておるのであります。これは何とか引上げなければならないのじやないかということで検討いたしておりますが、資金的にもいろいろ問題があるものですから、まだ結論は出ておりません。

○石井桂君 これは東京の状態だけなんですが、金融公庫の資金を借りる申込ができて契約をした挙句に、実際土地の高騰のために建たない家がどうさりあるわけなんです。これは結局こういう法律が出ても、資金の裏付がありませんと、実際は画に描いた餅になりますので、非常にまあ資金面でお苦しみなことは重々お察しができますが、一つできますように機会を見て、適当な方法で善処して頂きたいと思ひます。今土地の問題については非常にどこでも苦しんでおります。それだけを申上げます。

○小笠原二三男君 私も飛ばしましたが、そういう質問が出たので関連して

お尋ねますが、この工場の敷地の近くに住宅建設する場合の敷地等は湿地で、常に土盛りをするとか、或いは丘陵地帯を切り崩すとか、そういう支出の助成をするという必要も多いわけですが、そういうほうの費用の貸付はこの範囲には入らない、自己資金でやるのだと融資するということになりますが、念のためにお聞きしておきます。

○政府委員(師岡健四郎君) これは公庫の貸付基準におきまして、そういう場合には特殊基礎工事の費用としまして出ますが、決して十分ではないのであります。が、一応はそういう形で出ることに相成つております。

○小笠原二三男君 次に、十条の地方公共団体といふのは、具体的には各都道府県を指して言いますか。都道府県に重複する大都市もこういう業務を委託することになりますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。都道府県及び市町村は地方公共団体に入つております。

○小笠原二三男君 市町村といふの、町村まで入つて来ると、審査能力のないそういう所でもやり得ることになると、なつて来ると思いますが、それで支障はございませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。法律の解釈では都道府県及び市町村は入つていますけれども、現実の面におきましては、町村は今お言葉のようにいろいろな点がありまするから、恐らくはこうした事務はやれまいと思います。

共団体に公庫が業務を委託する、これはただではできないだろうと思ひます。が、十分なる費用弁償をするわけですが、いろいろな問題になると、専門技術者を抱えておかなければならないことになりますか。こう申しますのは、貸付金にかかる住宅の建設工事の審査というような問題になると、専門技術者を抱えておかなければならないことになります。今地方の公共団体の行政煩瑣なときにおいて、こういふものと兼務させていろいろの業務を委託するということなら、これは地方財政に影響を与えることは火を見るより明らかなのですが、費用弁償は公庫が一切やるわけでござりますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。これは委託手数料と申します手数料を払いますから、地方団体には金銭的な損害はかけないと思ひます。

○小笠原二三男君 金銭的な損害はかけないといふことは、人件費、事務費、これらを公庫がみるということですか。基準は何です。これは私やかましく聞いておきたいのですが、勝手に法律を作つて、地方公共団体に何でも背負わせて、そうして金は一銭も……礼金程度でそつぱを向く。そうして地方公共団体に犠牲を強いといふようなり立つてそういうことはいからと思うのです。十分それは費用弁償をするならするといふふうに御言明願いたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。勿論人件費そういうものを含んだ手数料であります。積算の基礎は、細かい点は課長からお答えいただきます。

火、その他構造別によつて違いますので、それ／＼構造別にも考えますし、又現場審査その他の点でも違つますので、そういう各件別につきまして一定のいろいろな立場から考慮いたしましたものをかけて、負担いたしておるわけでござります。

○江田三郎君 議事進行。ちょっと休憩を願つて懇談したらどうかと思ひます。

○委員長(石川清一君) 休憩の動議がございましたが……。

○田中一君 一点だけ質問したいのですが、許してもらひたゞ。

第九条の区分、これは九条の一項ですが、大体この耐火建築と木造建築とをどのくらいの率で以て貸付けようという意図がありますか。

○政府委員(師岡篤四郎君) 今年度の予算におきましては、耐火構造のものが三千五百、それから木造住宅が約三千とござりますように予定しております。

○田中一君 先ほど來、北海道の防寒耐火住宅について大賛成である、建設省としては当然そうなると思ひますが、この比率をもう少し耐火構造のはうに向けるつもりはありませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。御承知の通り木造と耐火構造とは積算の基礎と違つて参ります。それで何と申しますか、六千五百といふ目標を一応おきましたのですから、本年は三千五百の三千といふことにしまして、二十九年からは御趣旨を体して成るべく耐火構造のほうに余計廻したいと思ひます。

○田中一君 ではこの区分の構造内容ですね、これはどんなものを建てるのですか。例えば住宅金融公庫の現在や

つておる単価の範囲で作られるものとなることになるのですか。それとも特別に産業労働者住宅は別な構造と言いますか、何と言ひますかな、独自の家を建てようといつもりなのですか。

○政府委員(師岡健四郎君) 大体現在住宅金融公庫で貸家のアパートについて考えておる設計等と同じように考えております。ただ独身者住宅につきましては、新らしい設計等を考えて実施して参りたいと考えております。

○田中一君 一体政府が勝手にこうして予算を計上する上においておいておられますけれども、産業労働者はどんなものを要求しておるかお調べになつたことがあるならば、お調べになつたものを一つ資料として出して頂きたい。

産業労働者はこういふものを求めておるのだ、このよくな集計した結論があるからこゝらうものにしたといふことを出して欲しい。無論政府はそういう自信を持つて三千五百なら三千五百の案を出したと思うのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。甚だ申訳ないのですが、個々において調べたことはないのです。

○田中一君 とんでもない話です。そういうことだから審議会を作らなければなりません。

○政府委員(南好雄君) 今後は調べて参りたいと思います。

○田中一君 今から調べてみたところで、予算措置といふものは、片方は二十五年が三十五年に伸びるし、そうならないことは容れられなくなつて来るのです。従つて審議会といふものは全く要らないことになつて来るのです。これらはどうも余り杜撰といふか、ただ屋

生省に対抗する意識だけで以てやつておるようななどころに疑問があるのです。が、私はこの辺でやめますけれども、これは将来どうするつもりか。産業労働者の意思を無視して……家を持ちたい人たちの意思を開いてやるつもりがどなうか、これをはつきりしてもらいたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。お叱り御尤もと思います。併しこの法律は予算の範囲内においてはそういう研究の結果が出て参りますれば、やれますし、なお本年限りに限つたわけないので、一十九年も三十年も、三十一年も今後一種の予算措置を講じまして、そうして成るべくそういうよしな御趣旨に応ずるよう、労働者の意見を聞いて、そなしてその意願に適うような建築を作つて行きたい。取あえずは二十八年度はアパートもできておりまするから、アパートの例に倣つた住宅を作つて、だん／＼よくして参りたい、というのが政府の偽らざるところでござります。

すことは非常に危険だと思うのです。従いまして今の予算の枠内で労働者の本当の求める家を作る。或る人は、私がいつも言つてゐる建物だけでいいと、中身は自分の必要に応じてやるといふことを望む労働者もあります。従つて住宅金融公庫法や公営住宅法でやるような規模、構造のものを作るといふ前提なら、これは産業労働者への住宅供給じゃないのです。結局これは資本家の住宅的な首を切つたら出て行けといふふうな形の家を建てるといふ意図にはかららないといふことになります。もう言いませんけれども、そこでどうしても労働者の意思を反映するには、この予算の範囲内でどう動かしても構いませんといふ先ず政府の言明を伺いたいのです。そうして労働者の意思が反映するように産業労働者住宅審議会に必ず修正して、私は修正案を出しますから、これに御賛成願いたいと思います。ちょっと今の言明をはつきりして下さる。新らしく生まれようとする産業労働者住宅審議会の意思を十分に、そなつた場合には守るといふくらいの、ちよつと政策次官から声明を願いたいと思います。

します産業労働者住宅審議会の意見を十分にお受け取り願つて、この法案が大体作成をするまでに何らの調査もしていないで、対象である労働者の意見を無視して作られた法律ですから、これを是正しまして、これを寄れることによつて政府の意図がはつきりと貫徹するわけですから、今住宅審議会云々という御説明がありましたが、これは産業労働者住宅審議会と読み変えて了承いたします。

○江田三郎君 この辺で一つ休憩を願いたいと思うのですが、ちょっとその前に、田中君からいろいろ意見が出ていましたが、ああいう意見が出るのは尤もなんで、田中君の出された希望とは違つて、あなたのほうではこれから委員を追加して審議会を作る、こういうことを言つておられるけれども、大体我々が建設省なり政府のやり方にあきたらん点は、今までの審議会のメンバーをみればよくわかるのですよ。一體日経連の鹿内君がどういう住宅の専門家なのか、経団連の人がどういう住宅の専門家なのか、これは今度のことへ出ている産業労働者の住宅問題じゃないですよ。そういう者はばかりが出て、一般住宅に困っているもの、例えば引揚者の団体の代表者がある、併しこ全国で一番大きい労働者の代表は入っていない。そういうことでは実際我々うものは、一体どういう人を入れるお考えなのか。それを一つ参考のために承つておきたいと思うのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。前には高野実さんと藤田進さんが入つていらっしたのです。何かの事情でおやめになつたらしい。それで至急今手続中で、代つて出て頂くように手続中なんです。

○江田三郎君 休憩になつてからでもいいのですが、とにかく高野氏や藤田氏がなぜやめるかということなんですね。本当にいい審議会ならやめやせんよ。それから何も、こういう問題に政府のやることはいつでもそうだけれども、これは議長だ、事務局長だという人ばかり入れなければならんことはない。労働組合なら労働組合で本当に住宅の専門的知識を持つた人もおるわけなんです。何でもかんでも日経連の事務局長だ何だと、う肩書きばかり並べるとところに官庁行政の根本的な欠陥がある。そういう点今後補充するなり十分に考えてやらなければいかん。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。こちらのほうから指名したのではないであります。総同盟及び総評のほうにどういふ人でも御推薦願いたいといふ文書を出して、その推薦に基いて委員を任命しておるのであります。決してこういふ人をとひふことを申上げておるのじやないでございます。従いまして、こちらのほうから委員会でこうじやう御希望があつたといふことを総評及び総同盟のほうへお伝え申上げます。

○江田三郎君 大体二十五名の定員の中で一人くらいしか労働者の代表が出るといふところに、委員会に出たつて馬鹿らしくなるのですよ。恐らくね。

○委員長(石川清一君) 休憩します。

午後五時二十三分休憩

○委員長(石川清一君) それでは開会いたします。

○田中一君 先ほどまでいろいろ逐条審議をやつておりますが、おきましても、政府はこの法案を提出するのに、何ら対象であるところの産業労働者の意思を聞かずして、又如何なるものであるかを調査もせずに、甚だ杜撰な法案を出されたわけなんです。從いましてこの法案につきましては、若しこれが成立した暁には相当産業労働者の権益を守るような措置をとらなければ、我々としては到底これを承認するわけには行かないのです。

そこで南政務次官にお伺いいたしました。この法案が通つた場合、現在建設省設置法に基く住宅審議会がございますが、この審議会を公営住宅法と同じように、この法案と将来関連性を持たせて明文化する意思があるかどうか、この点を先づ第一に伺いたいと思います。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。田中さんの御質問の通り、成るべく最近の機会において明文化するよう努めたいと考えております。

○田中一君 お答え結構でございました。次に御答弁のような措置がとられるまで、私は現在の住宅審議会に欠員が十二名あると承知いたしましたが、これに少くとも五名以上の産業労働者を委員として即刻委嘱するように、そういう措置をとられるかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。只今御質問になりました問題につきましては、即刻産業労働者の意見を代表し得られる委員を五名以上委員

に委嘱する所存でございますから、悪くあります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○田中一君 この法案の審議に当りますが、絶対にこの決議に服するという態度を持つておられるかどうか伺いたいと申します。

○政府委員(南好雄君) 院議は尊重申上げるまでもなく、附帯決議につきましては、鐵意方針に副うように努めたいと考えております。

○田中一君 大体了解いたしました。従つて政府は必ず今の弁明を近く実行するものと考えまして、私の質疑を終ります。

○委員長(石川清一君) 他に御発言もございませんようですか、質疑は尽きたものと認めて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。田中さんのおありのかたはそれく賛否を明らかにしてお述べを願います。……

○田中一君 御発言がないようでございまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないも

ざいます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○田中一君 この法案の審議に当りますが、絶対にこの決議に服するという態度を持つておられるかどうか伺いたいと申しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 韶 石川 榮一
三浦 辰雄 石坂 豊一
小澤久太郎 鹿島守之助
江田 三郎 小笠原三三男
近藤 信一 田中 一

○委員長(石川清一君) 続いて北海道防寒住宅建設等促進法案について審議が残つておるよう存じますが、質疑のあるたかは御発言を願います。

○小笠原二三男君 提案者の提案理由の説明によりますと、北海道は全く他の地域と違つて極寒の土地であるために、特定な地域としてこういう法を作らなければならんという御趣旨でありましたが、自然的な条件等を考える場合に、内地の或る地域において必ずしも北海道と差違の認められない地域もあるようでござります。これらについては住宅金融公庫法等において何らかの措置をすることによって、内地における酷寒地域の金融公庫の資金融通を受けようとするものが防寒住宅建設を希望せられるという向つては、やはりこの法案同様の内容を以て融資等が行われる措置を将来とらなければなりません。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。只今御質問になりました問題につきましては、即刻産業労働者の意見を代表し得られる委員を五名以上委員

案者においてどういう御所見を持つておるか、お伺いすると共に、これは政府も全面的に賛成しておられる法案であります。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。小笠原さんの御質問は、あえてかといふ御趣旨のように拝聴いたしました。御尤もな点もありますが、ただ政府といたしましては、予算その他のいろいろな制約がありますので、今にわざり政府側の今後の善処方についてどうつておきたいと思います。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 提案理由でございませんようですか、その他の御質問に対する御所見を持つておられるか、承ります。

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とされましたかたは例により順次御署名を願います。

○委員長(石川清一君) お答え申上げます。政府といたしましては、御趣旨の達成するように将来努力を払つておきたいと思います。

○小笠原二三男君 もう一点としましては、北海道に今後建設せられる団の必要とする部面があると思いますが、直ちにこれを実施するということになります。そういう地域においてはやはり北海道と同じような耐寒住宅を設立するかどうか、お伺いしておきたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。政府といたしましては御趣旨通り今後住宅は、防寒住宅たることを原則として國として施策を進めて行くといふふうに固い決意をお持ちになつておられます。

○小笠原二三男君 もう一点としましては、北海道に今後建設せられる団の必要とする部面があると思いますが、直ちにこれを実施するということになります。そういう地域においては、北海道の場合には、或いは金融公庫住宅、只今御可決になりました産業労働者資金融通法に基く住宅においては、北海道の場合は木造を許さない、こういふになつておりますので、この法律を直ぐ適用するというわけには一般的には参らなかつておきますよう、私たちできるだけ努力をして参ります。

○田中一君 只今小笠原委員の質問にお答えになつた提案者並びに政府の意図が本当にそろそろあるならば、私はあえてこの法案に異議を差挙むものではございません。ただ提案者の瀬戸山君お答えになつた提案者並びに政府の意図が本当にそろそろあるならば、私はあえてこの法案に異議を差挙むものではございません。ただ提案者の瀬戸山君に申上げたいのは、与党であるところの自由党が常にその場合々で方針を変えられている。或いは基本法に、或いは単行法に、或いは地域的な法案等々、筋の通らない提案説明をなされる

いろいろなことについては、十分に御考慮願いたい。曾つての利根川法案、北上川法案につきましても、与党であるところの自由党は、党内の事情によつて或いは提案、或いは反対というような不始末をしておられます。又提案者が曾つて提案されてたところの特殊土廉地帯の法案につきましても、段々島の法案、これは与党から同じ出たものと考えますが、或いは各党提案かもわかりませんが、これは若し間違つたらば訂正いたしますけれども、そのようないる場合には基本法、或る場合には単行法と、言葉を変えることについては承服できるものを持つております。従いましてこの法案が今小笠原委員の質問にある通り一部に限られた法案であり、且つ予算措置も相当増大になるということは、我々国会としては、国会議員としましては歓迎すべきものでないと私は考えております。将来この法案が東北の寒冷地、或いは新潟等々、各単行法が出た場合には、無論提案者は喜んで賛成さるべきものと考えまして、その場合基本法を作らなければならぬというお考えにならることを希望しまして、一応提案者並びに政府の御意見を伺いたいと思います。

○衆議院議員(猪戸山三男君) 各地区

別に利益を代表するような特別法を多く作るということはいけないという趣旨であります。

これは私が自由党の意見を、思想を

二、三にいたしたというような御非難

がありましたが、全く同感であります。

うふうなお考へが浮ぶのも御無理では

ないとかように思いますが、そういうことではないということを申上げておき

ます。この問題も自由党内においても相当論議がありました。こういう地域的な法律を地域代表みたような恰好で出されるということは、自由党としても好んでおわせん。ただこれを今回おきましたように、北海道開発法のほかに国土総合開発と同じ種類のものがあつて、一本立てられて、北海道についても御承知のように道路費においても或いは河川の国費においても全然違つた扱いをいたしておる。そういう趣旨において今回取上げておるのでありまして、いざれもこういうものはあちこちでやるという思想に基いてやつておるものでないとどうことを御了解願いたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) 今提案者の申述べられた通り、この御意見については、政府といたしましても大体同様のお考へを持つておる次第であります。将来この法案が東北の寒冷地、或いは新潟等々、各単行法が出た場合には、将来的財政事情が許す限りにおいては、できるだけ政府と一緒にいたしましては行政措置、或いは立法等によりまして、区別のないようにいたして参りたいと考えております。

○委員長(石川清一君) 他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きましたとのと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石川清一君) 本日はこれにて散会します。

午後五時五十一分散会

それではこれより討論に入ります。

御意見のおりのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

他に御意見もなほようでござりますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川清一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(石川清一君) 本日はこれにて散会します。

九

昭和二十八年八月一日印刷

昭和二十八年八月三日發行